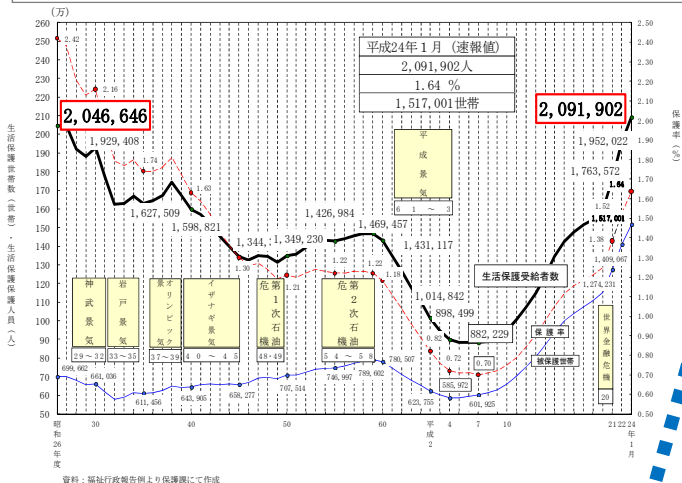


5. 生活保護制度の現状と改革の方向性

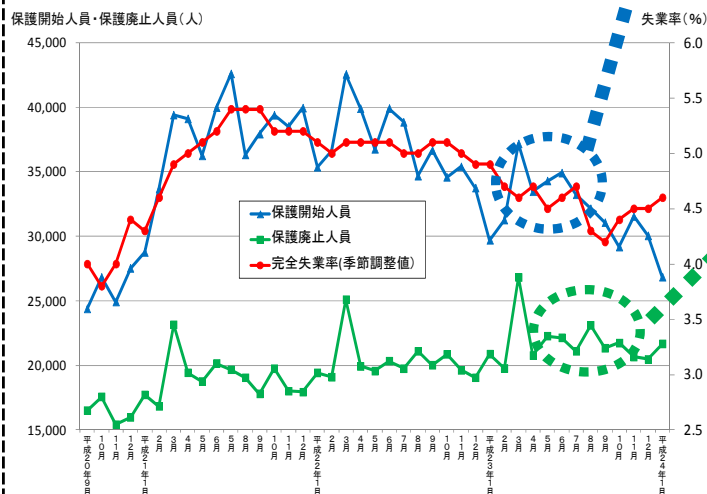
生活保護受給者数等の年次推移

平成23年7月に生活保護受給者数が過去最高を更新して以降毎月増加。



保護開始・廃止人員と失業率の推移

完全失業率の上昇とともに、保護開始人員数も増加している一方で、保護廃止人員は微増。



主な課題

1. 生活保護受給者は、①「流入」が増えている（主たる要因）一方で、②「脱却」が進んでいない（従たる要因）。

① 主たる要因：「生保への流入」が増えている

＜稼働層＞雇用が減少するとともに、失業者や非正規雇用の労働者が増加する中で、ストレートに生活保護に陥りやすいケースが増加している。

- ・年収200万円未満の給与所得者の割合：17.4%(H10)→22.9%(H22)
- ・非正規雇用の労働者の割合：26.0%(H12)→35.2%(H23)

＜高齢層＞高齢化と単身世帯の増加に伴い、低所得高齢者が生活保護に陥るケースが増加している。

- ・60歳以上の生活保護受給者 約86.9万人(51.9%)
- ・生活保護の高齢者世帯のうち単身世帯が約9割

② 従たる要因：「生保からの脱却」が進んでいない

＜主な指摘＞

- 制度面で、生保受給者が就労や自立しようとするインセンティブが働いていないのではないか。
 - ・生活保護の基準額を見直すべきではないか。
 - ・就労収入に応じて生活保護受給額が減らされるのでは、就労しようとする意欲が損なわれるのではないか。
- 生活保護受給者の就労や自立を支援する態勢・取組が不十分ではないか。

- ・ケースワーカー1人当たりの生活保護世帯数：78世帯(H12)→96世帯(H21)
※ケースワーカーの標準配置数(社会福祉法第16条)
市部福祉事務所 1:80 郡部福祉事務所 1:65
- ・ケースワーカーの充足率：全国 94.2% 指定都市84.6%(H21)

一体改革大綱における方向性

【生活困窮者対策の構築】

○セーフティネットの更なる機能強化により、生活保護への流入を防ぐ

雇用対策

【第1のセーフティネット】

- 社会保険制度
- 労働保険制度

【第2のセーフティネット】

- 求職者支援制度等

【第3(最後)のセーフティネット】

- 生活保護制度

「生活支援戦略」(仮称)の策定・推進

【生活保護制度の見直し】

○生活保護からの脱却に向けた支援の強化や適正受給の推進の観点から制度を見直す

○あわせて、当面取り組むべき施策を実施